

いただいた御意見に対する考え方

※御意見の全体像が分かるように代表的な御意見を抽出し、整理しています。

※基本的にいただいた御意見から抜粋したのですが、明らかな誤字や変換ミス等はこちらで修正しています。

整理番号	御意見の内容	御意見に対する考え方
今回の改定事項に関する御意見		
1	<p>40頁「非公開情報」に該当する情報として列挙されているもののうち「個別電源の発電機の仕様（電気系、機械系）、発電機制御系の仕様、変圧器の仕様、構内の系統構成等」については、他に例示されている情報（発電設備の新設・廃止情報、電源運用計画、電気の利用者の情報）と異なり、現存している発電機や受電設備等の機械的なスペックであり、小売電気事業または発電事業に影響を及ぼし得る具体的事象が想定できない。</p> <p>今回の省令改正により、一般送配電事業者による特定関係事業者およびその子会社等に対する非公開情報を取り扱う業務の委託が禁止され、規制が大幅に強化されることになるが、本指針による非公開情報の例示にあたっては、小売電気事業または発電事業に影響を及ぼし得るものであることを明確に説明できるものに限定しないと、徒に一般送配電事業者の業務運営に支障を来すものになりかねないとする。</p> <p>（44頁の「託送供給等業務に関して知り得た他の電気供給事業者及び電気の利用者に関する情報」の例示も同じ）</p>	<p>「個別電源の発電機の仕様（電気系、機械系）、発電機制御系の仕様、変圧器の仕様、構内の系統構成等」からは、当該個別電源の発電容量が合理的に推測できると考えられるところ、これにより投資判断に影響を及ぼし得る等、記載の情報は他の発電事業者に影響を及ぼし得るものと考えております。</p>
2	<p>2020年から実施される「発送電の分離」において、送配電会社を「法的分離」に止まらず、実質的にも一般電気事業者から独立</p>	<p>電力システム改革当時、発送電分離の方法として、①一般電気事業者の送配電部門を別会社化する「法的分離」と、②当該別会社と</p>

整理 番号	御意見の内容	御意見に対する考え方
	<p>した中立・公平な組織・運営とすべきことを明記すべきである。</p> <p>第一部1の「本指針の必要性」に書かれている、「①電気の小売分野においては、一般電気事業者が各供給区域内において100%近い市場シェアを有すること、②一般電気事業者は10社しかなく、これら事業者同士の意思の連絡がなくとも、同調的な行動をとる可能性があること、③新規参入者は、営業部門と独占的に保有しているネットワーク部門を併せ持つ競争者としての一般電気事業者の託送に依存して競争せざるを得ないことなどから、制度改革が進展しても、一般電気事業者の適切な対応がなければ、新規参入者は不利な立場に置かれることとなる。」との問題意識は、2020年から実施される「発送電分離」においても共通である。</p> <p>「発送電の分離」において、送配電事業者が一般電気事業者の子会社となる「法的分離」であれば、分離した後でも、一般送配電事業者の影響力は変化しないことは明らかである。そうであれば、新規参入者は、一般電気事業者の託送に依存して競争せざるを得ないことなどから、決定的に不利な立場に置かれることとなる。</p> <p>現に、関西電力などは、送配電会社を100%子会社にしておき、これでは関西電力が送配電会社に決定的な影響力を持つことは明らかである。</p> <p>送配電会社を「法的分離」に止まらず、実質的にも一般電気事業者から独立した組織・運営とすることは、新規参入者が公正な</p>	<p>の資本関係を解消することを義務付ける「所有権分離」の手法について検討が行われたところ、グループ内連携による安定供給の可能性等のメリットを踏まえ、「法的分離」の方式が採用されたものと考えております。</p>

整理 番号	御意見の内容	御意見に対する考え方
	競争を担保するために不可欠であり、資本関係において、一般電気事業者の割合を少なくとも3分の1以下にすべきである。	
3	<p>一般送配電事業者の特定関係事業者と一般送配電事業者の取締役等及び従業者の兼職は、全て、禁止すべきである。(同趣旨の意見3件)</p> <p>【意見1】</p> <p>旧10電力会社は、発電・送配電設備の圧倒的シェアを占めており、法的分離をした後にも、その影響力は基本的に法的分離の前後で変化しない。その競争環境の中で、法的分離した送配電会社と発電・小売会社の間で取締役や従業者が相互に兼職できるとすることは、他の競争当事者との情報格差を生むことになると容易に想像できる。また、送配電会社と発電・小売会社の間で指針に反した行為が行われたとしても、その事実を外部から立証することは非常に困難である。</p> <p>「公正かつ有効な競争」を志向する指針の中にこうした事項を盛り込むべきではない。指針には、明確に、全ての役職員の兼職を禁止する旨を規定すべきである。</p> <p>【意見2】</p> <p>10電力会社は従来、独占事業体として圧倒的シェアを占めています。せっかく電力事業の自由化を目指すのであれば“公正かつ有効な競争”が行われるよう“例外”を認めるべきではないと考</p>	<p>第3弾改正電気事業法及び電気事業法施行規則においては、一般送配電事業者とその特定関係事業者との間における全ての取締役等及び従業者の兼職を禁止するのではなく、一般送配電事業者の中立性を確保するために必要かつ合理的な限度での兼職規制が設けられており、本指針は、同規制を前提にその運用の詳細を定めるものとなります。</p>

整理 番号	御意見の内容	御意見に対する考え方
	<p>えます。</p> <p>【意見3】</p> <p>「指針」は、一般送配電事業者の特定関係事業者と一般送配電事業者の取締役・執行役の兼職を前提とし、兼職を行う取締役又は執行役がいる場合はあらかじめ①兼職者の業務内容、役職名、兼職の必要性、②兼職によって中立性阻害行為が発生しないと考える根拠、③当該兼職による中立性阻害行為の発生を防ぐ仕組みとその実施状況などを、電力・ガス取引監視等委員会に説明するとともに、年1回程度、一般に公表することが望ましい、とする。</p> <p>しかし、一般送配電事業者と特定関係事業者の間で指針に反した行為が行われたとしても、その事実を外部から覚知し、これを証明することは不可能に近い。</p> <p>実質的に一般電気事業者と特定関係事業者が独立した組織・運営とするためには、一般送配電事業者の特定関係事業者と一般送配電事業者の取締役又は執行役の兼職は、禁止すべきである。</p> <p>また、仮に一般送配電事業者の特定関係事業者と一般送配電事業者の取締役又は執行役の兼職が認められる場合も、電力・ガス取引監視等委員会への説明と、1回程度の公表は、「望ましい」などではなく、義務化すべきである。</p>	
今回の改定事項以外に関する御意見		
4	<p>電力供給において効率化は必須である 何も発電効率とか原価率とかだけではない。地球温暖化が叫ば</p>	<p>いただいた御意見については、今後の制度設計の参考とさせていただきます。</p>

整理 番号	御意見の内容	御意見に対する考え方
	<p>れ、省電力、自然エネルギーに傾注するのはおかしい。温暖化ガスの発生を抑えることは確かに正しいが、それだけでは片手落ち。温暖化ガスの吸収変換も同時に議論されるべき。すなわち、緑化である。</p> <p>そういった意味において、農林地開発のソーラー発電は、発電効率並びに土着占有率からいって害悪である。農林地開発のソーラー発電事業の電力買取はやめるべき。害悪を推進するのはおかしい。</p>	
5	<p>生活していく上で大事なインフラである電気の販売自由化は賛成ですが、マルチで顧客を集める企業が小売業に参加しているのは、どうなのでしょう。元々ねずみ講って違法な行為に制限を設けただけの卑劣な販売方法だと思うし、会員になれば速攻販売員にもなれるシステムは虚偽説明や個人の損得だけを考えた販売に繋がります。多分、その事は把握されてる事と思います。</p> <p>何故にそんな業者に販売の許可を出すのか判りません。</p> <p>顧客に1%以上今までより電気料金を安く提供することを約束したり、当然口約束ですが。また、販売員には簡単に月100万以上稼げますとか言って、強引に勧誘してますが、いつまでこんな悪徳業者を野放しにするつもりでしょうか？</p> <p>振込詐欺グループとたいして変わらない思想の販売方法と思いますが、どうでしょうか？</p>	<p>いただいた御意見については、今後の制度設計の参考とさせていただきます。</p>
6	<p>先ずは東日本(50Hz)と西日本(60Hz)のどちらかに規格を統一すべきではないだろうか？</p>	<p>いただいた御意見については、今後の制度設計の参考とさせていただきます。</p>

7	<p>一般の電力の買取価格 1Kw/時・7 円～10 円と一般の電力の売電価格 1Kw/時・26 円～50 円でかなり開きがあるのではないのでしょうか？</p> <p>そして、一般家庭の太陽光発電に関しては一日でも早く、蓄電池装置の設置を促して地方公共団体とともに支援していくべきだと感じます。</p>	<p>いただいた御意見については、今後の制度設計の参考とさせていただきます。</p>
8	<p>第二部 2、1、(1)「小売電気事業者への卸供給等」</p> <p>「指針」は、ベースロード市場は「電力自由化により新規参入した小売電気事業者が、区域において一般電気事業者であった小売電気事業者と同様の環境でベースロード電源を利用できる環境を実現」し、「小売競争を活性化させることが目的」であり、「仮に、発電事業者がベースロード市場に十分な量の電力を投入しない場合、電力自由化により新規参入した小売電気事業者によるベースロード市場からの電気の調達に妨げられ、健全な小売競争が阻害されるおそれがある。」とし、「大規模発電事業者は、・・・ベースロード市場の目的を達成するため、卸電力取引所など卸電力市場が活性化されるまでの間は、新規参入した小売電気事業者のベース需要に対し、十分な量を市場へ投入するような配慮を行うことが適当である。」とか、「市場の活性化の観点から、大規模発電事業者以外の事業者がベースロード市場に電力を投入することも推奨される。」とする。</p> <p>しかし、ベースロード市場は、国民の多くが反対している原発や、パリ協定に逆行する石炭火力の延命を図る制度で、「ベースロード電源を利用できる環境」を整備する必要などは無く、「市場の活性化」をする必要もない。</p>	<p>いただいた御意見については、今後の制度設計の参考とさせていただきます。</p>

<p>むしろ、原発や石炭火力は、早急に廃止すべきであり、こうした記述は削除されるべきである。</p>	
--	--